

介護サービスにおける医療費控除の対象

サービスの種類		対象費用			確認方法	高額介護(介護予防)サービス費の確認方法			
		介護報酬 1割負担	居住費(注1)	食費(注1)					
施設 サービス	医療系	1. 介護療養型医療施設 (療養型医療施設など) 2. 介護老人保健施設				月々の介護費、居住費及び食費の 自己負担額を掲載した領収書	高額介護(介護予防)サービス費は、毎月の利用者1割負担(居住 費、食費などは除く)が一定基準を超えた場合、利用料を払い戻 す制度です(医療保険の高額療養費と類似の制度)。 高額介護(介護予防)サービス費の支給額を差し引いた額が医 療費控除の対象となります。 払い戻す際の一定基準は、所得区分によって変わります。 高額介護(介護予防)サービス費の決定を行った場合、支給(不 支給)決定通知書を送付。		
	福祉系	3. 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	(1/2が対象) 注2	(1/2が対象) 注2	(1/2が対象) 注2	同上 または 指定介護老人福祉施設等利用料等領収証			
居宅 サービス	医療系	4. 訪問看護	注3			同上 または 居宅サービス等利用料領収証			
		5. 介護予防訪問看護							
		6. 通所リハビリテーション							
		7. 介護予防通所リハビリテーション							
		8. 訪問リハビリテーション							
		9. 介護予防訪問リハビリテーション							
		10. 短期入所療養介護							
		11. 介護予防短期入所療養介護							
		12. 居宅療養管理指導							
		13. 介護予防居宅療養管理指導							
		福祉系		14. 訪問介護(生活援助中心型は除く)	(条件あり)		×	×	医療費控除を受けるための条件 (ア)左記の(14～26)のサービスにかかる1割負担である こと。 (イ)居宅サービス計画及び介護予防サービス計画(自己作 成を含む)に基づき、サービスを受けていること。 (ウ)医療系サービス左記の(4～13)が居宅サービス計画 及び介護予防サービス計画に位置づけられていること(訪 問看護及び介護予防訪問看護については、老人保健法及 び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護 を含む)。 確認方法 (a)毎月、居宅介護支援事業所等から交付されるサービス 利用票にて、医療系サービスの有無、サービスの内容の確認。 (b)居宅サービス等利用料領収証等にて1割負担、医療系 サービス提供の確認
				15. 介護予防訪問介護					
				16. 訪問入浴介護					
17. 介護予防訪問入浴介護									
18. 通所介護									
19. 介護予防通所介護									
20. 短期入所生活介護									
21. 介護予防短期入所生活介護									
22. 夜間対応型訪問介護									
23. 認知症対応型通所介護									
24. 介護予防認知症対応型通所介護									
25. 小規模多機能型居宅介護									
26. 介護予防小規模多機能型居宅介護									
福祉系	27. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	×	×	×					
	28. 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)								
	29. 特定施設入居者生活介護								
	30. 介護予防特定施設入居者生活介護								
	31. 地域密着型特定施設入居者生活介護								
	32. 福祉用具貸与								
	33. 介護予防福祉用具貸与								
	34. 福祉用具購入費の支給								
	35. 住宅改修費の支給								
	36. 訪問介護(生活援助中心型)								
	37. 居宅介護支援								
	38. 介護予防支援								

注1 利用者の希望に応じて提供される特別な居住費、食費については、医療費控除の対象としない。

注2 旧措置入所者(平成12年4月1日以前に介護老人福祉施設に入所していた者)の自己負担額は、医療費控除の対象とはならない。

注3 居宅サービスのうち、医療系サービスの利用において、支給限度額を超える利用者負担額も医療費控除の対象になる。